

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年12月21日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和4年度（2022年度）てん菜糖消費拡大推進事業委託業務

(2) 業務の目的

コロナ禍におけるてん菜糖（北海道産のてん菜を原料とした砂糖）の需要減少などの影響を受けている畑作農家を支援するため、砂糖の消費拡大に向けた取組を実施する。

(3) 業務の内容

①てん菜と砂糖に関する情報発信

（てん菜と砂糖の理解を深めるためのPR資材の作成等）

ア 動画の作成

（ア）使用目的

消費者に対して広く情報発信を行い、砂糖に関する正しい知識と北海道の畑作農業を支えているてん菜を身近に感じてもらう。

（イ）テーマ（例）

- a 砂糖に対する正しい知識の習得（「肥満や糖尿病との関係」、「漂白していることは誤解」など）、砂糖の役割（エネルギー源、精神をリラックスさせる）
- b 世界の砂糖需給、国内の砂糖需給動向（てん菜糖、甘しゅ糖、輸入糖）
- c 北海道のてん菜の生産状況、てん菜が地域に果たす役割
- d てん菜糖の製造工程、道内製糖工場の紹介
- e てん菜糖はどのような製品に使われているか

（ウ）仕様

上記テーマを参考に、砂糖に関する理解促進と消費を促す内容の動画をテーマごとに数種類、合計20分程度で作成すること。

（エ）成果物納品形式

作成動画は、インターネット上でも配信可能なデータ形式としたものを格納したDVD（原盤）を納品すること。なお、DVDのコピーガード処理は行わないこと。

と。

(オ) その他

作成した動画・パンフレットは農産振興課ウェブサイトのほか、北海道の公式YouTubeアカウントや北海道庁インターネット放送局「Hokkai・Doc・画」等において広く一般に公表する。このため、出演者、協力者等の肖像権や音楽等の著作権等に関する交渉及び調整を行うこと。

(なお、動画の掲載に関する事務は北海道農政部が実施する。)

イ パンフレットの作成

(ア) 使用目的

道内小中学校向けのほか、一般消費者に対して広く配布し、砂糖に関する正しい知識の周知と北海道の畑作農業を支えているてん菜の理解を促進する。

(イ) テーマ (例)

(1) の①のイと同じ

(ウ) 仕様

A4用紙1枚 (表裏カラー) 21,000部

(エ) 成果物納品形式

パンフレット現物(紙)とあわせて、上記内容に関するPDFデータを格納したCDを納品すること。

(オ) その他

パンフレットを活用した食育活動については、道が自ら実施する。

②首都圏におけるプロモーション活動の企画・実施

ア 時期

令和5年(2023年)3月上中旬(金、土、日の3日間)

※ 「砂糖の日」(3月10日)、「ホワイトデー」(3月14日)など、イベントと絡めてより効果を高めることが期待できる時期を予定

イ 場所

首都圏のどさんこプラザ(有楽町店・町田店・羽田空港店のうち1カ所)

ウ 実施方法

JAグループ北海道及び日本ビート糖業協会と連携して実施

エ 実施内容

どさんこプラザを訪問する北海道ファン等をターゲットに、どさんこプラザ店頭や同施設のイベントスペースにおいて、パンフレットと併せてPR食材(例:てん菜糖を使用したお菓子)を配布する。

オ 配布景品の予定数

5,000 セット程度を想定

カ 事業効果

てん菜に関する理解が深まるとともに、「この商品を購入すれば、てん菜糖の消費拡大につながる」など、消費者がてん菜糖への消費行動を誘発する効果が見込まれるものであること。

③報告書の作成

①～②の実施結果を取りまとめた報告書を作成し、紙及び電子データで各1部提出する。

(4) 履行期限（契約期間）

契約締結の日より令和5年（2023年）3月24日（金）まで

(5) 納入場所（履行場所）

①てん菜と砂糖に関する情報発信

北海道農政部生産振興局農産振興課

②首都圏におけるプロモーション活動の企画・実施

首都圏のどさんこプラザ（有楽町店・町田店・羽田空港店のうち1カ所）

③報告書の作成

北海道農政部生産振興局農産振興課

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

① 道内に本店又は事業所（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。（ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。）

② 原則として過去2年間に国または地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除さ

れている者でないこと。

- ⑤ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑥ 道税及び国税を滞納している者でないこと。
- ⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
- ⑧ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- ⑨ 暴力団関係事業者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する構成員の間に本業務の受託及び遂行に係る明確な契約が存在すること。
- ② 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後10年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

3 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) ホームページからダウンロード

ア 交付期間 令和4年(2022年)12月21日(水)から
令和5年(2023年)1月5日(木)まで

イ ホームページのURL

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/138151.html>

(2) 直接交付

ア 交付期間 令和4年(2022年)12月21日(水)から
令和5年(2023年)1月5日(木)まで

イ 交付場所 9に同じ

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、①から④までに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

① 提出期限 令和5年(2023年)1月5日(木)まで

② 提出場所 9に同じ

③ 提出書類 「資格審査申請書」及び添付資料

④ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)により1部を提出

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和5年(2023年)1月17日(火)必着

(2) 提出場所 9に同じ

- (3) 提出書類 「企画提案書」及び添付資料
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により 10 部を提出

6 提出の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査要領に基づき、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積聴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部生産振興局農産振興課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条 6 丁目
- (3) 電話番号 011-231-4111（内線：27-720）担当：てん菜馬鈴しょ係長 松川 裕一

10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。